

教育支援センター支援ボランティア派遣事業実施要項

宮城県教育委員会

（趣 旨）

第1 大学生等のボランティア（以下「けやきフレンド」という）を市町村等が設置している教育支援センター（みやぎ子どもの心のケアハウス、けやき教室）へ派遣し、支援員の指導の下、教育支援センターへ通所している児童生徒との活動を通して心の交流を図ることにより、児童生徒が抱えている不安や悩みを和らげ、集団参加及び社会的自立に向けた意欲・態度等の向上に資する。

（登 録）

第2 けやきフレンドは大学生を原則とするが、事務局が大学生以外でも適当と認めた場合はこの限りでない。

（活動内容）

第3 けやきフレンドは、教育支援センター職員の指導の下、主に次の活動を行う。

- (1) 教育支援センターに通所している児童生徒の話し相手や遊び相手を務める。
- (2) 支援員の業務の補助的な仕事を行う。

（派 遣）

第4 派遣日、人数等は登録者の希望を参考の上、事務局で派遣計画を作成する。

- (1) 登録者の中から、教育支援センターへ派遣する。
- (2) 派遣に係る旅費は県の規定に基づき支給する。
- (3) 派遣対象先の教育支援センターは、別紙を参照のこと。

（事務局）

第5 事務局は、教育庁義務教育課学びの環境サポート班に置く。